

令和 5 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 5 年 1 0 月 2 4 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	渡邊 菊雄
2 番	大沼 正明
3 番	織田 嘉和
4 番	室伏 信也
5 番	桐原 直紀
6 番	宮下 知朗
7 番	土屋 利絵
8 番	河野 月江
9 番	村田 耕一
10 番	渡邊 一弘
11 番	鈴木 文子
12 番	甲斐 幸博
13 番	中野 博
14 番	長澤 務
15 番	加藤 常夫
16 番	松下 尚美
17 番	大濱 博史
18 番	寺島 俊郎
19 番	沈 久美
20 番	岡田美喜子
21 番	秋山 恭亮
22 番	横山 博一
23 番	大房 正治
24 番	松田 吉嗣

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生

事務局出席者

勝又 慶貴
小林 悟
大川 秀平
関口 智也

令和5年10月24日（火）

午後3時00分 開議

議 事 日 程

日程第 1		組合議会議員の辞職について -----	3
日程第 2		議席の指定 -----	3
日程第 3		会期の決定 -----	3
日程第 4		会議録署名議員の指名 -----	3
日程第 5	承第 1 号	専決処分の報告及び承認について (三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報の保護 に関する法律施行条例) -----	4
日程第 6	認第 1 号	令和 4 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について -----	5
日程第 7	議第 4 号	令和 5 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 補正予算案(第 1 号) -----	8
日程第 8	議第 5 号	土地取得について -----	1 0
日程第 9	発議第 1 号	三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の個人情報 の保護に関する条例案 -----	1 1

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○議長(大房正治君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 10 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもってご通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 組合議会議員の辞職について

○議長(大房正治君)日程第 1 組合議会議員の辞職について、ご報告申し上げます。

清水町選出の組合議会議員 山本文博君、三島市選出の組合議会議員 大石一太郎君より、一身上の都合等により辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第 126 条の規定により、議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、補欠選挙により、清水町から寺島俊郎君、三島市から秋山恭亮君が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

△日程第 2 議席の指定

○議長(大房正治君)次に、日程第 2 議席の指定を行います。

今回選出されました組合議会議員の議席は、会議規則第 3 条の規定により、議長において、寺島俊郎君を議席番号 18 番、秋山恭亮君を議席番号 21 番に指定いたします。

△日程第 3 会期の決定

○議長(大房正治君)次に、日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

△日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治君)次に、日程第 4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第108条の規定により、議長において、9番村田耕一君、10番 渡邊一弘君の両名を指名いたします。

△日程第5 承第1号 専決処分の報告及び承認について
(三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報保護に関する法律施行条例)

○議長(大房正治君)次に、日程第5 承第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 杉山浩生君登壇]

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました、承第1号 三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報保護に関する法律施行条例の専決処分についてご説明申し上げます。

これは、去る組合議会2月定例会におきまして、専決処分する旨のお願いを申し上げたものでございますが、関係法令の改正に伴い速やかに本条例を制定する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容といたしましては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されることにより個人情報の保護に関する法律が改正されることとなりました。これに伴い、全国の各地方公共団体で法の施行に関して条例で定めることとされたことから、当組合といたしましても同法施行条例に関しまして、三島市の条例案可決を見た上で、遅滞なく共通ルールの下、運用できるよう令和5年3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認について採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって承第1号は報告どおり承認されました。

△日程第6 認第1号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
歳入歳出決算認定について

○議長(大房正治君)次に、日程第6 認第1号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました、認第1号 令和4年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し上げます。

はじめに、歳入の概要をご説明いたします。お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額1億1,786万9,000円に対し、収入済額は、1億1,730万6,379円となり、予算比は99.5%でした。また調定額は、1億2,304万5,499円で、収入未済額は573万9,120円となりました。この主な理由は、2款 財産収入 1項 財産運用収入において、1節 貸地料の法人17団体のうち、1団体について、分割納付による延納を認めたこと等によるものです。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。下から2番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額1億1,786万9,000円に対し、支出済額は、1億685万3,526円で、不用額は1,101万5,474円となりました。執行率は90.7%でした。この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は1,045万2,853円となり、令和5年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細についてご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。1款 使用料及び手数料の収入済額414万212円のうち、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料216万1,000円は、東京電力関係が839本、NTT関係が602本の使用料です。2節 その他使用料197万8,912円の主なものは、東京電力真鶴線鉄塔建替工事に伴う土地一時使用料と既にガス管が埋設され、土地の占用を認めている熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。次に、2款 財産収入の収入済額7,294万5,280円のうち、1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入、1節 貸地料3,736万8,541円は、(株)芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書4ページから5ページにかけて記載してあるとおりでございますが、法人1団体の貸地料について延納を認めたこと等により、収入未済額は、556万7,280円となりました。次に2目 利子及び配当金、1節 預金利子174万5,157円は、積立金7億9,120万円の運用利子です。次に、3目 森林収入、1節 造林木売却収入 1,716万2,191円は、スルガフォレス

ト(株)が函南町地籍内の分収林区域において森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入で、詳細は業務報告書6ページ上段に記載してご紹介します。次に2項1目1節 補償料収入1,666万9,391円は、JR東日本や東京電力パワーグリッド(株)からの送電線下補償料、(株)芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料及び東京電力パワーグリッド(株)等からの支障木伐採補償料です。収入未済額17万1,840円は入会権補償料です。7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金の収入済額は、1,009万8,426円でした。次に、4款 諸収入の収入済額12万2,461円は、2項1目 雑入、1節 その他雑入のみの収入ですが、主なものは、分収林11.61ヘクタールについて、5年間の森林保険に再加入するにあたり、分収割合に応じて、森林保険料の70%分を分収林契約者から納入いただいた森林保険地元負担金です。次に、5款1項 繰入金 1目1節 積立金繰入金は、芦ノ湖高原別荘地の災害対策工事に係る補助金交付に対応するため、3,000万円を積立金から一般会計に繰り入れました。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目 議会費650万7,500円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬ですが、ほかに令和4年7月12日から14日の2泊3日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。次に、11ページ、12ページをお開きください。2款 総務費3,060万7,027円のうち、1項 総務管理費、1目 一般管理費3,052万6,527円は、特別職2名と一般職3名の人件費及び組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、18節 負担金補助及び交付金81万4,404円ですが、これは、三島市に対する組合事務室の使用に係る光熱水費等必要経費の負担金や出納会計事務負担金などです。次の2項1目 監査委員費8万500円は、監査事務に要した経費です。次に、13ページ、14ページをお開きください。3款 財産費6,973万8,999円のうち、1項 財産費、1目 管理費6,550万8,999円のものをご説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書6ページ中段から11ページにかけて記載してご紹介します。それでは、決算書14ページ右側の備考欄をご覧ください。財産管理事業6,239万8,172円のうち、9行目の森林保険料22万7,890円は、業務報告書の6ページ下段にも記載してご紹介しますが、森林の罹災に対応するために山中新田区ほか1件の分収林11.61ヘクタールと直轄林1.74ヘクタールの計13.35ヘクタールの森林について、5年間の森林保険に再加入したものでございます。次に、財産管理台帳補正調査業務委託料427万9,000円は、組合管理地内の地籍調査未調査区域の境界点の検証及び座標値測定等の業務を委託したものです。2行において次の機械器具費99万3,940円は、山林火災対應用資材として、三島市消防団に貸与するため、ドローン2台を購入したものです。

次に、農林道事業負担金 2 1 2 万 4, 9 7 9 円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の 7 ページ下段に記載してございます。3 行おきまして地籍調査事業負担金 7 0 万 4, 0 5 0 円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき、事業費の一部 5 % 分を負担したものでございます。1 行において次の送電線下補償料地元交付金 4 7 3 万 8, 9 5 8 円は、J R 東日本及び東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の 8 ページ下段に記載してあるとおりでございます。次に、芦ノ湖高原別荘地災害対策工事補助金 3, 4 4 3 万 6, 5 2 0 円は、令和元年の台風 1 9 号により被災した芦ノ湖高原別荘地内の 3 箇所について(株)芦の湖カントリークラブが対策工事を施行するにあたり、その工事費の 3 6 % 分を補助したもので、詳細は、業務報告書 9 ページ上段に記載してあるとおりでございます。

次に、水利採草補償料 4 0 万 2, 0 0 0 円は、(株)芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など 4 団体に交付したものです。次に、積立金 1, 2 8 0 万円は、一時金として造林木売却収入があったことから、財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、8 億 4 0 0 万円となりました。次に、貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金 1 0 万円は、一般貸付地の管理団体 2 団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。次に、分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金 4 0 万 2, 3 2 7 円は、分収造林地の管理団体 1 0 団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。いずれも業務報告書の 1 0 ページに記載してあるとおりでございます。次に、直轄地管理事業 2 6 0 万 8, 5 0 0 円のうち、直轄林管理事業委託料 2 5 2 万 4, 5 0 0 円は、三島直轄林や函南直轄林をはじめとした組合直轄林の防火線や経路の下刈りなど、管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書 1 1 ページ上段に記載してあるとおりでございます。

次に、2 目 森林費 4 2 3 万円についてご説明いたします。右側の備考欄をご覧ください。2 目 森林費は、森づくり事業のみの構成となっております。森づくり事業は、三島直轄林整備事業計画に沿って進めているもので、詳細は業務報告書 1 1 ページから 1 2 ページにかけて記載してございますので、併せてご覧ください。決算書 1 6 ページ右側の備考欄、広葉樹林化区域保全整備業務委託料 8 2 万円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別に下刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの補修など、保全整備について委託したものです。次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料 9 7 万円は、学びの森の広葉樹林化に向け、約 1 ヘクタールの間伐や林床整理等を委託したものです。次に、混交林化区域保全整備業務委託料 2 7 万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。次に、三島フォレストクラブ事業

補助金 20 万円は、三島直轄林内における植生調査・保全活動に対し補助したものです。次に、箱根接待茶屋の森事業補助金 170 万円は、箱根接待茶屋の森約 10 ヘクタールの森づくり活動に対し補助したものと森林環境教育イベントとして、年 4 回実施した森の楽校の開講・運営に対し補助したものです。次に、箱根西麓森林塾講座負担金 27 万円は、三島市が森林・林業人材育成事業の一環として実施した箱根西麓森林塾講座の事業費の一部を負担したものです。

以上で説明を終わります。なお、詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔監査委員 長澤務君登壇〕

◎監査委員(長澤務君)ただいま上程になりました、認第 1 号 令和 4 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。審査に付されました令和 4 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和 4 年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、ご報告申し上げます。

なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(大房正治君)以上で当局からの説明並びに監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより認第 1 号 令和 4 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって認第 1 号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第 7 議第 4 号 令和 5 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
補正予算案(第 1 号)

○議長(大房正治君)次に、日程第7議第4号令和5年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 杉山浩生君登壇]

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました議第4号令和5年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。今回の補正は、既定の予算に985万2,000円を追加し、予算の総額を7,969万9,000円にしようとするものであります。はじめに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。2款財産収入1項財産運用収入3目森林収入1節造林木売却収入590万円は、森林の経営を委託している三島直轄林に係るものですが、森林経営計画に基づき実施している令和2年度から令和4年度の事業箇所における間伐等が完了し、精算できる見込みとなったことから増額しようとするものです。

次に、8ページ、9ページをお開きください。3款1項1目1節繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、395万2,000円を増額しようとするものです。

次に、歳出のご説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。3款1項財産費1目管理費を975万3,000円増額しようとするものですが、その内訳としましては、12節委託料250万円は、函南町地籍内の字菖蒲沢等の分収林区域において現地踏査及び検証測量など既設点検証業務を委託し、さらなる台帳の整備を図りたく財産管理台帳補正調査業務委託料を増額しようとするものです。

次に、15節原材料費20万円は、組合管理地内の作業道等の補修整備用として、碎石等を購入するために増額しようとするものです。

次に、16節公有財産購入費5万3,000円は、このあとの議第5号議案においてご審議のお願いを予定しておりますが、東京電力パワーグリッド(株)所有の鉄塔跡地を買収するにあたり計上するものであります。

次に、24節積立金700万円は、一時的収入があったことも踏まえ、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するために増額しようとするものです。

次に、12ページ、13ページをお開きください。4款1項1目予備費は、9万9,000円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。
これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議第4号 令和5年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長(大房正治君)挙手全員と認めます。
よって議第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 議第5号 土地取得について

- 議長(大房正治君)次に、日程第8 議第5号 土地取得についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

- ◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました議第5号 土地取得について、提案の要旨をご説明いたします。

これは、組合管理財産用地として、函南町桑原字大芝原1396番10ほか2筆計164.35㎡を、総額52,975円で東京電力パワーグリッド(株)から買収しようとするものであります。当該3筆の地目は雑種地であり、昭和40年に鉄塔敷用地として、当組合から同社に売却した土地であります。同社が行った送電線路真鶴線鉄塔建替工事によって、一部鉄塔が統合・撤去されたことに伴い同社にとって不要な土地となったことから、前所有者で隣接土地所有者である当組合へ土地売却の打診があったものであります。組合としても、一体的な山林管理が行える有用性と他者に取得された際のトラブル防止の観点から、当該3筆を取得することが望ましいと考え、買収しようとするものであります。なお、買収地の取得単価につきましては、鉄塔跡地であることから、地下1m以下に鉄塔基礎の一部が残存しているため、昭和40年の売却単価、1㎡あたり757円の半額となる378円とし、また3筆の内、字国見嶽1400番25につきましては、送電線下の土地であることから、土地取得時

に地役権を設定されることとなるため、さらにその半額の1㎡あたり189円で協議が済んでおります。なお、ご説明いたしました土地の状況等の詳細につきましては、お手元に参考資料として、土地売買契約概要及び理由書のほか、土地売買契約書(案)、契約書添付図、基礎形状図、位置図、公図及び登記簿を添付させていただきました。

宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより議議第5号 土地取得について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって議第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第9 発議第1号 三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の個人情報の保護に関する条例案

○議長(大房正治君)次に、日程第9 発議第1号 三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

本件について、発議者代表から提案理由の説明を願います。

〔17番 大濱博史君登壇〕

◎17番(大濱博史君)ただいま上程になりました日程第9 発議第1号 三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の個人情報の保護に関する条例案につきまして、提案の要旨を申し上げます。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律により個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から各地方公共団体ひいては当組合においても全国共通のルールが適用されることとなりました。しかし、地方議会は国会や裁判所と同様に新法の適用対象外とされたことから現在、当組合議会において個人情報の保護の取扱いに係る法規等の定めがない状況と

なっております。このため、当組合議会におきましても個人情報の保護に関し、共通ルールに沿った自律的な措置を講ずるため、本条例案を提案するものがあります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりました。ただいま議題となっている本件は、全議員が発議者となっておりますので、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)ご異議なしと認めます。よって本件は質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

これより発議第1号 三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の個人情報の保護に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって発議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(大房正治君)以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会におきましては、令和4年度の決算認定をはじめとした議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当組合におきましては、箱根山組合共有地基本構想の実現に向け、三島直轄林においては、三島直轄林整備計画に基づく森づくりを着実に進めているのと同時にその他の直轄林や分収林も含め森林経営計画に沿った利用間伐等の森林整備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、はじめての秋の行楽シーズンを迎え箱根西麓地域は、賑わいを取り戻してきております。今後も箱根西麓という素晴らしい地域資源を適正に管理するため治山・治水、水源涵養を第一義とするとともに公益的機能の向上や成熟した森林資源の活用を図るなど引き続き保全整備に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

二十四節気の霜降を迎え暦の上では山里において霜が降り始めるころと

されております。今年は、気候変動の影響かかなり暑い日が長く続きましたが、ようやく朝晩の冷え込みも進み、秋の深まりを感じる季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、くれぐれもご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(大房正治君)これをもちまして10月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

(午後3時40分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

令和5年10月24日

議 長

大房 正治

会議録署名議員

村田 耕一

会議録署名議員

渡邊 一弘